

那覇市公報

号外第 7 2 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市立幼保連携型認定こども園条例（こども政策課）	3935
○那覇市行政不服審査会条例（総務課）	3938
○那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	3940
○那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 （こども政策課）	3970
○那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例及び那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	3976
○那覇市建築審査会条例の一部を改正する条例（建築指導課）	3980
○那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例（人事課）	3981
○那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3984
○那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例（こども政策課）	3986
○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）	3988
○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務課）	4014
○那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	4031
○那覇市体育施設条例の一部を改正する条例（市民スポーツ課）	4033
○那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例（市民スポーツ課）	4035
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 （国民健康保険課）	4036
○那覇市情報公開条例の一部を改正する条例（総務課）	4037

○那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例（こども政策課）	4042
--	------

条 例

那覇市条例第50号
平成27年12月25日

那覇市立幼保連携型認定こども園条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、同法第2条第7項の幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
那覇市立大道こども園	那覇市字大道146番地1

(休園日)

第3条 こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は開園することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 6月23日(慰霊の日)

(開園時間)

第4条 こども園の開園時間は、規則で定める。

(利用の承諾)

第5条 こども園を利用しようとする子どもの保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。)は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾(以下「利用承諾」という。)をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承諾)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾をしないことができる。

- (1) 定員その他の事情により、こども園を利用させることができないとき。
- (2) 身体の虚弱、疾病その他の事由により、こども園の利用が困難であると認

められるとき。

(3) その他市長がこども園を利用させることが不適当と認めるとき。

(承諾の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども園の利用の停止を命じ、又は利用承諾を取り消すことができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 利用承諾を受けた者が第5条第2項の条件に違反したとき。

(3) 利用承諾を受けた者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により利用承諾を受けたとき。

(使用料)

第8条 こども園の利用をする子どもの保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。この場合において、納付する使用料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第10条 こども園の施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用承諾その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第51号
平成27年12月25日

那覇市行政不服審査会条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市行政不服審査会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 前条の機関の名称は、那覇市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

（組織）

第3条 審査会は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する審査会の審議が終了するまでの間とする。

4 審査会は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議）

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、3人の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会は、会議を開かなければ審査請求人の権利利益の救済を図ることに著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

那覇市条例第52号

平成27年12月25日

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内の期間、当該各号に掲げる額を支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額<u>412,200円</u>以内で規則に定める額 (2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>30,000円</u>以内で規則に定める額 2～3 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及	(初任給調整手当) 第14条 [略] (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額<u>41万3,300円</u>以内で規則に定める額 (2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>3万円</u>以内で規則に定める額 2～3 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及

び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>(管理職員にあっては、<u>100分の95</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>(管理職員にあっては、<u>100分の45</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] 付 則 16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.19</u>を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]	び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>(管理職員にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>(管理職員にあっては、<u>100分の50</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] 付 則 16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.21</u>を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200

職 員 以 外 の 職 員	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	

47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		

	91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300			
	92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500			
	93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700			
	94		292, 500	340, 300					
	95		292, 900	340, 800					
	96		293, 300	341, 200					
	97		293, 500	341, 300					
	98		293, 800	341, 800					
	99		294, 200	342, 200					
	100		294, 600	342, 500					
	101		294, 800	342, 800					
	102		295, 100	343, 200					
	103		295, 500	343, 600					
	104		295, 800	344, 000					
	105		296, 000	344, 500					
	106		296, 300	344, 900					
	107		296, 700	345, 300					
	108		297, 000	345, 700					
	109		297, 200	346, 200					
	110		297, 600	346, 600					
	111		298, 000	346, 900					
	112		298, 300	347, 200					
	113		298, 400	347, 700					
	114		298, 700						
	115		299, 000						
	116		299, 400						
	117		299, 600						
	118		299, 800						
	119		300, 100						
	120		300, 400						
	121		300, 800						
	122		301, 000						
	123		301, 300						
	124		301, 600						
	125		301, 900						
再任用職員		185, 400	212, 900	252, 900	272, 300	287, 400	312, 800	354, 500	387, 600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
1		140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
2		141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
3		142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
4		143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
5		144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
6		145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
7		146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
8		147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
9		149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
10		150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
11		151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
12		153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
13		154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
14		155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15		157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16		158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17		160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18		161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19		163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20		164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21		166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22		168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23		171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24		174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25		176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26		178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27		180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28		181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29		183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30		185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31		186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32		188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33		190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34		191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35		193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500

36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		

80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800		
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000		
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300		
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600		
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800		
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000		
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100			
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400			
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600			
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800			
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100			
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400			
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600			
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800			
94		293, 600	341, 400					
95		294, 000	341, 900					
96		294, 400	342, 300					
97		294, 600	342, 400					
98		294, 900	342, 900					
99		295, 300	343, 300					
100		295, 700	343, 600					
101		295, 900	343, 900					
102		296, 200	344, 300					
103		296, 600	344, 700					
104		296, 900	345, 100					
105		297, 100	345, 600					
106		297, 400	346, 000					
107		297, 800	346, 400					
108		298, 100	346, 800					
109		298, 300	347, 300					
110		298, 700	347, 700					
111		299, 100	348, 000					
112		299, 400	348, 300					
113		299, 500	348, 800					
114		299, 800						
115		300, 100						
116		300, 500						
117		300, 700						
118		300, 900						
119		301, 200						
120		301, 500						
121		301, 900						
122		302, 100						
123		302, 400						

	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800

29	337,000	408,700	462,900	525,700
30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	

	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
1		142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
2		143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
3		145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
4		146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
5		147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
6		149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
7		151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
8		153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600
9		154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
10		156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700

11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200

54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300	
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900	
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500	
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100	
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600	
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100	
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600	
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100	
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400	
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900	
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300	
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700	
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100	
86		287,200	323,100	344,000		
87		287,400	323,300	344,300		
88		287,600	323,700	344,600		
89		288,000	324,100	345,000		
90		288,200	324,500	345,300		
91		288,400	324,900	345,700		
92		288,600	325,300	346,000		
93		289,000	325,600	346,400		
94		289,200	325,800	346,700		
95		289,400	326,200	347,000		
96		289,700	326,500	347,300		

	97		290, 100	326, 700	347, 600		
	98		290, 400	327, 000	348, 000		
	99		290, 600	327, 300	348, 400		
	100		290, 900	327, 600	348, 800		
	101		291, 200	327, 800	349, 300		
	102		291, 400	328, 100	349, 700		
	103		291, 600	328, 500	350, 100		
	104		291, 900	328, 700	350, 500		
	105		292, 200	328, 800	351, 000		
	106			329, 100			
	107			329, 500			
	108			329, 700			
	109			329, 900			
	110			330, 300			
	111			330, 700			
	112			331, 100			
	113			331, 300			
再任用 職員		186, 400	213, 000	241, 200	254, 600	279, 800	320, 500

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	155, 600	182, 900	231, 400	254, 800	281, 500	326, 900
	2	157, 000	185, 000	233, 200	255, 800	283, 400	329, 100
	3	158, 500	187, 100	235, 000	256, 800	285, 400	331, 200
	4	159, 900	189, 200	236, 800	257, 900	287, 400	333, 400
	5	161, 300	191, 300	238, 200	258, 900	289, 200	335, 600
	6	162, 800	193, 600	239, 600	260, 000	291, 000	337, 700
	7	164, 300	195, 900	240, 800	260, 900	292, 900	339, 900
	8	165, 800	198, 200	242, 100	262, 000	294, 800	342, 000
	9	167, 100	200, 600	243, 300	263, 300	296, 700	343, 700
	10	168, 800	202, 000	244, 400	264, 100	298, 600	345, 700
	11	170, 400	203, 400	245, 400	265, 400	300, 400	347, 600
	12	172, 000	204, 800	246, 500	266, 700	302, 300	349, 600
	13	173, 500	206, 200	247, 800	268, 000	304, 000	351, 700
	14	175, 500	207, 700	248, 900	269, 500	305, 700	353, 800
	15	177, 500	209, 200	249, 900	270, 800	307, 500	355, 900
	16	179, 500	210, 500	250, 900	272, 300	309, 300	357, 900
	17	181, 700	211, 900	251, 900	273, 700	311, 200	359, 900

18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000

62	244, 000	272, 100	313, 000	338, 600	374, 000	425, 500
63	245, 000	273, 600	314, 300	339, 800	374, 800	425, 900
64	246, 100	275, 000	315, 500	341, 100	375, 600	426, 400
65	247, 000	276, 600	316, 800	342, 200	376, 300	427, 000
66	248, 200	278, 100	318, 100	343, 400	377, 000	427, 400
67	249, 400	279, 600	319, 400	344, 600	377, 800	427, 700
68	250, 400	281, 100	320, 700	345, 700	378, 500	428, 000
69	251, 300	282, 300	321, 400	346, 700	379, 100	428, 400
70	252, 500	283, 800	322, 500	347, 700	379, 700	
71	253, 800	285, 300	323, 600	348, 800	380, 400	
72	255, 000	286, 700	324, 500	349, 900	381, 000	
73	256, 400	287, 900	325, 800	350, 700	381, 700	
74	257, 700	289, 300	326, 500	351, 800	382, 200	
75	259, 000	290, 700	327, 600	352, 900	382, 800	
76	260, 300	292, 000	328, 800	354, 000	383, 300	
77	261, 300	293, 500	329, 900	354, 700	383, 700	
78	262, 400	294, 800	331, 100	355, 500	384, 300	
79	263, 700	296, 000	332, 200	356, 300	384, 800	
80	265, 000	297, 300	333, 400	357, 000	385, 100	
81	266, 100	298, 100	334, 500	357, 600	385, 400	
82	267, 100	299, 300	335, 600	358, 100	385, 900	
83	268, 200	300, 500	336, 600	358, 700	386, 300	
84	269, 300	301, 700	337, 700	359, 200	386, 600	
85	270, 200	302, 800	338, 600	359, 800	386, 900	
86	271, 100	304, 000	339, 600	360, 300	387, 400	
87	272, 200	305, 200	340, 500	360, 900	387, 900	
88	273, 300	306, 300	341, 500	361, 400	388, 300	
89	274, 300	307, 600	342, 500	361, 800	388, 600	
90	275, 200	308, 800	343, 300	362, 200	389, 000	
91	276, 200	310, 000	344, 100	362, 800	389, 500	
92	277, 200	311, 200	344, 900	363, 300	389, 900	
93	278, 200	312, 000	345, 500	363, 600	390, 300	
94	279, 200	312, 700	346, 100	364, 100		
95	280, 100	313, 400	346, 800	364, 500		
96	281, 100	314, 000	347, 400	364, 800		
97	282, 000	314, 700	347, 800	365, 400		
98	282, 800	315, 000	348, 200	365, 900		
99	283, 500	315, 600	348, 700	366, 400		
100	284, 400	316, 300	349, 100	366, 900		
101	285, 200	316, 700	349, 600	367, 500		
102	286, 000	317, 300	350, 000	368, 000		
103	286, 800	317, 900	350, 500	368, 500		
104	287, 600	318, 500	350, 900	368, 900		
105	288, 300	318, 900	351, 200	369, 500		

106	288, 800	319, 400	351, 700	370, 000		
107	289, 300	319, 900	352, 100	370, 500		
108	289, 800	320, 400	352, 400	371, 000		
109	290, 000	320, 800	352, 900	371, 600		
110	290, 300	321, 200	353, 400	372, 000		
111	290, 500	321, 500	353, 900	372, 500		
112	290, 900	321, 800	354, 400	373, 000		
113	291, 200	322, 200	354, 900	373, 600		
114	291, 400	322, 600	355, 400			
115	291, 800	323, 000	355, 900			
116	292, 100	323, 300	356, 300			
117	292, 400	323, 500	356, 700			
118	292, 700	323, 800	357, 100			
119	293, 000	324, 200	357, 600			
120	293, 400	324, 400	358, 100			
121	293, 700	324, 600	358, 500			
122	294, 100	324, 900	359, 000			
123	294, 400	325, 200	359, 500			
124	294, 800	325, 500	360, 000			
125	295, 000	325, 700	360, 300			
126	295, 200	326, 000				
127	295, 500	326, 400				
128	295, 900	326, 600				
129	296, 100	326, 700				
130	296, 400	327, 000				
131	296, 800	327, 400				
132	297, 200	327, 600				
133	297, 400	327, 900				
134	297, 700	328, 300				
135	298, 100	328, 700				
136	298, 400	329, 100				
137	298, 600	329, 400				
138	298, 900	329, 800				
139	299, 300	330, 200				
140	299, 600	330, 600				
141	299, 800	330, 900				
142	300, 200	331, 300				
143	300, 600	331, 600				
144	300, 900	332, 000				
145	301, 000	332, 300				
146	301, 300	332, 700				
147	301, 600	333, 100				
148	302, 000	333, 500				
149	302, 200	333, 800				

	150	302,400	334,200				
	151	302,700	334,600				
	152	303,000	335,000				
	153	303,400	335,300				
	154	303,600					
	155	303,800					
	156	304,100					
	157	304,400					
	158	304,700					
	159	305,000					
	160	305,300					
	161	305,700					
	162	306,000					
	163	306,300					
	164	306,600					
	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200

14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400

58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		
96		485,100		
97		485,600		
再任用 職員	295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
1		145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
2		146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
3		147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
4		149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
5		150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
6		152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
7		153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
8		155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
9		157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
10		159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
11		160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
12		162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
13		164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
14		165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
15		167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
16		169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
17		171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
18		173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
19		175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
20		177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
21		179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
22		180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
23		182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
24		183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
25		185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
26		186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
27		188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
28		189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
29		191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
30		192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
31		193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32		195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33		196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34		197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35		199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36		200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37		201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
38		203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
39		204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500

40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	

	82	241, 500	287, 100	322, 400	343, 600	385, 000	
	83	241, 900	287, 500	322, 800	344, 000	385, 400	
	84	242, 300	287, 900	323, 300	344, 300	385, 800	
	85	242, 700	288, 100	323, 800	344, 800	386, 200	
	86		288, 300	324, 200	345, 100		
	87		288, 500	324, 400	345, 400		
	88		288, 700	324, 800	345, 700		
	89		289, 100	325, 200	346, 100		
	90		289, 300	325, 600	346, 400		
	91		289, 500	326, 000	346, 800		
	92		289, 700	326, 400	347, 100		
	93		290, 100	326, 700	347, 500		
	94		290, 300	326, 900	347, 800		
	95	290, 500	327, 300	348, 100			
	96	290, 800	327, 600	348, 400			
	97	291, 200	327, 800	348, 700			
	98	291, 500	328, 100	349, 100			
	99	291, 700	328, 400	349, 500			
	100	292, 000	328, 700	349, 900			
	101	292, 300	328, 900	350, 400			
	102	292, 500	329, 200	350, 800			
	103	292, 700	329, 600	351, 200			
	104	293, 000	329, 800	351, 600			
	105	293, 300	329, 900	352, 100			
	106		330, 200				
	107		330, 600				
	108		330, 800				
	109		331, 000				
	110		331, 400				
	111		331, 800				
	112		332, 200				
	113		332, 400				
再任用 職員		187, 500	214, 100	242, 300	255, 700	280, 900	321, 600

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の	1	円 158,400	円 185,900	円 234,300	円 257,300	円 283,000	円 328,200

職員	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000

44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	

86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			

128	297,000	327,700				
129	297,200	327,800				
130	297,500	328,100				
131	297,900	328,500				
132	298,300	328,700				
133	298,500	329,000				
134	298,800	329,400				
135	299,200	329,800				
136	299,500	330,200				
137	299,700	330,500				
138	300,000	330,900				
139	300,400	331,300				
140	300,700	331,700				
141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					
155	304,900					
156	305,200					
157	305,500					
158	305,800					
159	306,100					
160	306,400					
161	306,800					
162	307,100					
163	307,400					
164	307,700					
165	308,100					
166	308,400					
167	308,700					
168	309,000					
169	309,400					

再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>(管理職員にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>(管理職員にあっては、<u>100分の50</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] 付 則 16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の</u>	(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>(管理職員にあっては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] 付 則 16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の</u>

0.21を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。	0.2を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)	
第3条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(給与に関する特例) 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 [表 別記] 2～3 [略]	(給与に関する特例) 第5条 [略] [表 別記] 2～3 [略]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第5条の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	144,100	197,500	232,800	269,600	297,300

[改正後 別記]

[第5条の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	146,600	200,000	235,000	271,000	298,500

(那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例) 第6条 切替日から平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略]	付 則 (平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例) 第6条 切替日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略]

備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（那覇市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第26条の4第2項及び付則第16項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（給与条例第26条の4第2項及び付則第16項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成27年11月30日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

那覇市条例第53号

平成27年12月25日

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（母子支援員の資格） 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 （1）〔略〕 （2）<u>保育士</u>の資格を有する者 （3）～（5）〔略〕 （保育所に準ずる設備） 第32条 〔略〕 2 保育所に準ずる設備の<u>保育士</u>の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。 （職員） 第36条 保育所には、<u>保育士</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 <u>保育士</u>の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、<u>保育士</u>の数は、保育所1につき2人以上としなければならない。 （委任） 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 付 則	（母子支援員の資格） 第28条 〔略〕 （1）〔略〕 （2）<u>保育士等</u>（保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項の<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>をいう。以下同じ。）の資格を有する者 （3）～（5）〔略〕 （保育所に準ずる設備） 第32条 〔略〕 2 保育所に準ずる設備の<u>保育士等</u>の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。 （職員） 第36条 保育所には、<u>保育士等</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 <u>保育士等</u>の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、<u>保育士等</u>の数は、保育所1につき2人以上としなければならない。 （委任） 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。 付 則

(経過措置)	(経過措置)
	2 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士等の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士等とみなすことができる。
2 [略]	3 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 [略]
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7)～(8) [略]	(7) <u>家庭的保育事業所等</u> 家庭的保育事業等を行う事業所をいう。
(家庭的保育事業者等の一般原則)	(8)～(9) [略]
第6条 [略]	(家庭的保育事業者等の一般原則)
2～5 [略]	第6条 [略]
6 <u>家庭的保育事業等</u> (居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2項、第16条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第18条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	2～5 [略]
7 [略]	6 <u>家庭的保育事業所等</u> (居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第8条第2号、第16条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第18条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
(職員)	7 [略]
第25条 [略]	(職員)
2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修	第25条 [略]
	2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修

（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)～(2) [略]

3 [略]

（職員）

第31条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所A型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(4) [略]

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

（職員）

第33条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、保育士（以下次項においてこれらを「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所B型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないこ

（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した、保育士等（保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)～(2) [略]

3 [略]

（職員）

第31条 小規模保育事業所A型には、保育士等、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所A型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士等の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(4) [略]

3 前項の保育士等の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士等とみなすことができる。

（職員）

第33条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、保育士等（以下次項においてこれらを「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所B型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないこ

とができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は<u>保育士</u>とする。 3 前項の<u>保育士</u>の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を1人に限り<u>保育士</u>とみなすことができる。 （居宅訪問型保育事業） 第39条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 （1）〔略〕 （2）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の便宜の提供に対応するために行う保育 （3）～（4）〔略〕 （職員） 第46条 保育所型事業所内保育事業所には、<u>保育士</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該保育所型事業所内保育事業所が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 前項の<u>保育士</u>の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人以上としなければならない。 （1）～（4）〔略〕 3 前項の<u>保育士</u>の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り<u>保育士</u>とみなすことができる。 （職員） 第49条 事業所内保育事業（利用定員が19	とができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は<u>保育士等</u>とする。 3 前項の<u>保育士等</u>の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り<u>保育士等</u>とみなすことができる。 （居宅訪問型保育事業） 第39条 〔略〕 （1）〔略〕 （2）子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の便宜の提供に対応するために行う保育 （3）～（4）〔略〕 （職員） 第46条 保育所型事業所内保育事業所には、<u>保育士等</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該保育所型事業所内保育事業所が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 前項の<u>保育士等</u>の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人以上としなければならない。 （1）～（4）〔略〕 3 前項の<u>保育士等</u>の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り<u>保育士等</u>とみなすことができる。 （職員） 第49条 事業所内保育事業（利用定員が19
---	--

人以下のものに限る。<u>以下この条及び次条</u>において「<u>小規模型事業所内保育事業</u>」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「<u>小規模型事業所内保育事業所</u>」という。）には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、<u>保育士</u>（以下次項においてこれらを「<u>保育従事者</u>」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模型事業所内保育事業所が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は<u>保育士</u>とする。 (1)～(4) [略] 3 前項の<u>保育士</u>の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り<u>保育士</u>とみなすことができる。 (委任) 第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 付 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第8条第1項本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	人以下のものに限る。次条において「<u>小規模型事業所内保育事業</u>」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「<u>小規模型事業所内保育事業所</u>」という。）には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、<u>保育士等</u>（以下次項においてこれらを「<u>保育従事者</u>」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模型事業所内保育事業所が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は<u>保育士等</u>とする。 (1)～(4) [略] 3 前項の<u>保育士等</u>の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り<u>保育士等</u>とみなすことができる。 (委任) 第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。 付 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第8条</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
備考	

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 |
|--|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第54号

平成27年12月25日

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例及び那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 [略] 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、保育事業等条例第37条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条の障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 3～4 [略] （委任） 第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 付 則 （特定保育所に関する特例） 第2条 特定保育所（法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「<u>定める額とする。</u>）をいう。）」とあるのは「<u>定める額をいう。</u>）」と、同条第2項中「（<u>法第27条第3項第1号に規定する額</u>）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 [略] 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、保育事業等条例第39条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条の障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 3～4 [略] （委任） 第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。 付 則 （特定保育所に関する特例） 第2条 特定保育所（法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「<u>定める額</u>）をいう。」とあるのは「<u>定める額をいう。</u>）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号の額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」

項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。 2 [略]	とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
(那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)	
第2条 那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(園舎及び園庭) 第6条 [略] 2 [略] 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において準用する福祉施設条例第34条第8号イからクまでに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。 4～7 [略] (福祉施設条例の準用) 第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第	(園舎及び園庭) 第6条 [略] 2 [略] 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において準用する福祉施設条例第34条第8号アからクまでに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。 4～7 [略] (福祉施設条例の準用) 第13条 [略]

19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。 この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 [表 別記] 2 [略] (委任) 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	[表 別記] 2 [略] (委任) 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第13条の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第20条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは <u>第6項の規定による措置に係る</u>	[略]
[略]		
第34条第8号ア	耐火建築物又は <u>同条第9号の3に規定する準耐火建築物</u> (同号ロに該当するものを除く。)	[略]
[略]		

[改正後 別記]

[第13条の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第20条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは <u>第6項の措置に係る</u>	[略]
[略]		
第34条第8号ア	耐火建築物又は <u>同条第9号の3の準耐火建築物</u> (同号ロに該当するものを除く。)	[略]
[略]		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第55号

平成27年12月25日

那覇市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築審査会条例の一部を改正する条例

那覇市建築審査会条例(1960年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(任期)</u> <u>第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、再任されることができる。</u> <u>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u>
第3条～第9条 〔略〕	第4条～第10条 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第56号

平成27年12月25日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。 [表 別記] 2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額	付 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 [略] [表 別記] 2 [略]

を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とする。	
[略]	
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	[略]
[略]	
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	[略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

[改正前 別記]

[付則第5条第1項の表]

傷病補償年金	[略]	
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について <u>国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)</u> 又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	[略]
障害補償年金	[略]	
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について <u>障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</u>	[略]
遺族補償年金	[略]	
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について <u>国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)</u> 又は国民年金法の規定による寡婦年金	[略]

[改正後 別記]

[付則第5条第1項の表]

傷病補償年金	[略]	
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	[略]
障害補償年金	[略]	
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	[略]
遺族補償年金	[略]	
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。)	[略]
又は国民年金法の規定による寡婦年金		

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後条例」という。）は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後条例の規定の適用については、当分の間、改正後条例付則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号の改正前国共済法若しくは同条第6号の改正前地共済法に規定する障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号の改正前国共済法若しくは同条第6号の改正前地共済法に規定する遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、改正後条例付則第5条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

（障害共済年金等が支給される者の特例）

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後条例の規定の適用については、改正後条例付則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

那覇市条例第57号

平成27年12月25日

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の152.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

- この条例中、第1条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」と

いう。)の規定は、平成27年11月30日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市条例第58号

平成27年12月25日

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例

那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立泊幼稚園	[略]
那覇市立大道幼稚園	那覇市字大道146番地1
那覇市立松川幼稚園	[略]
那覇市立識名幼稚園	那覇市識名2丁目2番1号
那覇市立壺屋幼稚園	[略]
那覇市立若狭幼稚園	那覇市若狭3丁目11番1号
那覇市立神原幼稚園	[略]
[略]	
那覇市立真地幼稚園	[略]
那覇市立さつき幼稚園	那覇市宇栄原1丁目12番1号
那覇市立銘苅幼稚園	那覇市銘苅2丁目3番20号
那覇市立天久幼稚園	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立泊幼稚園	[略]
那覇市立松川幼稚園	[略]
那覇市立壺屋幼稚園	[略]
那覇市立神原幼稚園	[略]
[略]	
那覇市立真地幼稚園	[略]

那覇市立天久幼稚園	[略]
[略]	

那覇市条例第59号
平成27年12月25日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第8条から第17条まで 削除	(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法) 第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)における分割納付又は分割納入とする。 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納

付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考

となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)における分割納付又は分割納入とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事

情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）における分割納付又は分割納入とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 猶予に係る金額が50万円以下である場合

(2) 猶予期間が6月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

(公示送達) 第18条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の2の規定による公示送達は、那覇市公告式条例(1961年那覇市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (災害等による期限の延長) 第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 [略] (市民税の納税義務者等) 第23条 [略] 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (所得割の課税標準) 第33条 [略]	<u>第13条から第17条まで 削除</u> (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、那覇市公告式条例(1961年那覇市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (災害等による期限の延長) 第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 [略] (市民税の納税義務者等) 第23条 [略] 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (所得割の課税標準) 第33条 [略]
---	--

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。

3～6 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 [略]

2～7 [略]

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 [略]

2～3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3～6 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 [略]

2～7 [略]

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 [略]

2～3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当

該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
5 〔略〕 (市民税の減免)	5 〔略〕 (市民税の減免)
第51条 〔略〕	第51条 〔略〕
2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 〔略〕
(1)～(2) 〔略〕	(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</u>
3 〔略〕	(2)～(3) 〔略〕
(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)	3 〔略〕 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)
第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	第63条の2 〔略〕
(1) 代表者の住所及び氏名	(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この節において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
(2)～(4) 〔略〕	(2)～(4) 〔略〕
2 〔略〕 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)	2 〔略〕 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)
第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号	第63条の3 〔略〕

に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) [略]

- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) [略]

2 [略]

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 〔略〕 3～4 〔略〕 (固定資産税の減免) 第71条 〔略〕 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 (住宅用地の申告) 第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称 (2)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 (被災住宅用地の申告) 第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難	(2)～(6) 〔略〕 3～4 〔略〕 (固定資産税の減免) 第71条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 (住宅用地の申告) 第74条 〔略〕 (1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 (被災住宅用地の申告) 第74条の2 〔略〕
---	---

の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

(軽自動車税の減免)

第89条 〔略〕

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

(軽自動車税の減免)

第89条 〔略〕

2 〔略〕

(1) 〔略〕

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 〔略〕 3 〔略〕 （身体障害者等に対する軽自動車税の減免） 第90条 〔略〕 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係 (2)～(6) 〔略〕	(3)～(8) 〔略〕 3 〔略〕 （身体障害者等に対する軽自動車税の減免） 第90条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 減免を受ける者の氏名、<u>住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）</u>並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係 (2)～(6) 〔略〕
---	---

3～4 〔略〕

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 〔略〕

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(3) 〔略〕

3 〔略〕

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第120条の14 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2)～(3) 〔略〕

付 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定に

3～4 〔略〕

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 〔略〕

2 〔略〕

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 〔略〕

3 〔略〕

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第120条の14 〔略〕

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(3) 〔略〕

付 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定に

より第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2～4 [略]

より第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2～4 [略]

5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

6 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5～7 〔略〕

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(3) 〔略〕

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) 〔略〕

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

7 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8～10 〔略〕

11 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の3 〔略〕

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 〔略〕

3 〔略〕

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) 〔略〕 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(3) 〔略〕 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(3) 〔略〕 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称	(2)～(3) 〔略〕 4 〔略〕 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(3) 〔略〕 5 〔略〕 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(3) 〔略〕 6 〔略〕 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、
--	---

(2)～(6) 〔略〕 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(7) 〔略〕 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(6) 〔略〕 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該	<u>住所及び氏名又は名称</u> (2)～(6) 〔略〕 7 〔略〕 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>） (2)～(7) 〔略〕 8 〔略〕 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>） (2)～(6) 〔略〕 9 〔略〕
--	--

耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) [略]

(たばこ税の税率の特例)

第12条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第17条 法附則第56条第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第1号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) [略]

第12条の2 削除

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第17条 [略]

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又

条第11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係	<u>は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称</u>並びに当該納税義務者が令附則第33条第11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
2 法附則第56条第11項の提供を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	2 [略]
(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第14項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、<u>住所及び氏名又は名称</u>）並びに当該納税義務者が令附則第33条第14項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係
(2)～(6) [略]	(2)～(6) [略]
3 法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第3号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	3 [略]
(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第20項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、<u>住所及び氏名又は名称</u>）並びに当該納税義務者が令附則第33条第20項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
4 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する1月31日までに次に掲げる事項を記	4 [略]

載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令付則第33条第23項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係</u> (2)～(6) [略]	(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令付則第33条第23項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係</u> (2)～(6) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第6条の2の改正規定 公布の日

(2) 第8条から第17条まで、第18条、第18条の2、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに付則第1条の3第1項及び第12条の2の改正規定並びに次条、付則第3条第3項及び第6条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)第8条、第9条及び第12条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。))第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。))第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

- 3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

- 3 新条例第23条第2項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の2第8項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる改正前の那覇市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに付則第6条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第17条の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに付則第6条の3各項及び第17条各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに付則第6条の3各項及び第17条各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第6条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例付則第6条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例付則第6条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例付則第6条の2第11項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例付則第12条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2

の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	那覇市税条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第59号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)付則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例付則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第6条第6項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものと

みなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	付則第6条第6項	付則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第6条第5項	付則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第6条第6項	付則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第6条第6項	付則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	付則第6条第5項	付則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第6条第6項	付則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	付則第6条第6項	付則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第6条第5項	付則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第6条第6項	付則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第6条第6項	付則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	付則第6条第5項	付則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第6条第6項	付則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項

	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	付則第6条第6項	付則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第6条第5項	付則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第6条第6項	付則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第6条第6項	付則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	付則第6条第5項	付則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第6条第6項	付則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

（特別土地保有税に関する経過措置）

第7条 新条例第119条の3第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第119条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第8条 新条例第120条の14の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第120条の14の規定による申告については、なお従前の例による。

那覇市条例第60号

平成27年12月25日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 〔略〕 <u>第4章 不服申立て(第20条)</u> 第5章 〔略〕(<u>第21条</u>) 第6章 〔略〕(<u>第22条—第24条</u>) 第7章 〔略〕(<u>第25条—第31条</u>) 第8章 〔略〕(<u>第32条—第36条</u>) 付則 (個人番号の利用範囲) 第8条の3 番号法第9条第2項の規定により 条例で定める事務は、<u>市長又は教育委員会 が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる 事務及び市長が行う別表第1の中欄に掲 げる事務とする。</u> 2 市長は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる 事務を処理するために必要な限度で、同 表の第4欄に掲げる特定個人情報であっ て自らが保有するものを利用することが できる。ただし、番号法の規定により、 番号法第2条第14項の情報提供ネットワ ークシステムを使用して他の同条第12項 の個人番号利用事務実施者から当該特定 個人情報の提供を受けることができる場 合は、この限りでない。</u>	目次 第1章～第3章 〔略〕 <u>第4章 審査請求</u> <u>第1節 諮問等(第20条・第21条)</u> <u>第2節 審査会の調査審議の手續等(第 22条—第27条)</u> 第5章 〔略〕(<u>第28条</u>) 第6章 〔略〕(<u>第29条—第32条</u>) 第7章 〔略〕(<u>第33条—第38条</u>) 第8章 〔略〕(<u>第39条—第43条</u>) 付則 (個人番号の利用範囲) 第8条の3 番号法第9条第2項の規定により 条例で定める事務は、<u>次に掲げる事務と する。</u> <u>(1) 市長が行う別表第1の右欄に掲げる 事務</u> <u>(2) 市長が行う番号法別表第2の第2欄 に掲げる事務</u> <u>(3) 市長が行う別表第2の中欄に掲げる 事務</u> 2 市長は、<u>次の各号に掲げる事務を処理す るために必要な限度で、当該各号に定め る特定個人情報であって自らが保有する ものを利用することができる。ただし、 番号法の規定により、番号法第2条第14 項の情報提供ネットワークシステムを使 用して他の同条第12項の個人番号利用事 務実施者から当該特定個人情報の提供を 受けることができる場合は、この限りで ない。</u>

3 市長は、別表第1の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第9条の4 番号法第19条第9号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、教育委員会が、市長に対し、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の右欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 [略]

第4章 不服申立て

（不服申立て）

第20条 請求者は、個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てを行うことができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあつた場合において、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき、又は当該不服申立てを認容するときを除き、遅滞なく那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問（議会にあつては意見の聴取）し、その答申を尊重して、不服申

(1) 前項第2号に掲げる事務 番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報

(2) 前項第3号に掲げる事務 別表第2の右欄に掲げる特定個人情報

3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第9条の4 番号法第19条第9号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 [略]

第4章 審査請求

第1節 諮問等

（救済手続）

第20条 第18条第1項の決定又は第16条の請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求を行うことができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

（審査会への諮問等）

第21条 前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく那覇市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問（議会からの意見聴取を含む。以下同じ。）をし、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示し、訂正をし、又は利用停止をすることとする場合

2 前項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項の参加人をいう。以下同じ。）

（2） 請求者（審査請求人又は参加人であるものを除く。）

4 諮問実施機関は、当該諮問に係る審査請求があった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第23条の補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が30日を超えた場合には、前項の規定による通知に、諮問までの期間及び諮問までの期間が30日を超えた理由を記載しなければ

ばならない。

第2節 審査会の調査審議の手続
等

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第18条第1項の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、当該個人情報記録された公文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、この条例及び那覇市情報公開条例の規定は、適用しない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第18条第1項の決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、

意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第22条第1項の規定により提示された保有個人情報及び同条第3項の資料を除く。）の閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては、規則で定める方法による閲覧又は交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

2 審査会は、前項の閲覧をさせ、又は同項の交付をするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

4 審査請求人又は参加人が第1項に規定する写し等の交付を受ける場合は、規則に定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。

（答申書の送付等）

第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第27条 第22条から前条までに定めるもののほか、審査会の調査審議の手続等に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条～第22条 [略]	第28条～第29条 [略]
第22条の2 [略]	第30条 [略]
第23条～第33条 [略]	第31条～第41条 [略]
第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第31条又は第32条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第39条又は第40条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第35条 [略]	第43条 [略]
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
	[別表第3 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	
5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	
6 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
7 改正表及び改正後表に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第4章の改正規定、第35条を第43条とする改正規定、第34条の改正規定、同条を第42条とし、第23条から第33条までを8条ずつ繰り下げる改正規定及び第22条の2を第30条とし、第22条を第29条とし、第21条を第28条とする改正規定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条の3関係)

(1)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
-----	--

〔改正前 別記〕

別表第1(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ウ [略]
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略] ウ <u>児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u> エ <u>特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u>
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア [略] イ [略] ウ <u>生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u> エ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u>
(4)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略]
(5)	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ウ [略] エ <u>障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害</u>

		<u>者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。)</u>
(6)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民関係情報</u> であって規則で定めるもの
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア [略] <u>イ～エ</u> [略]
(8)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ～エ</u> [略]
(9)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略] <u>ウ</u> 地方税関係情報 <u>エ</u> [略] <u>オ</u> 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。)
(10)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略] <u>ウ</u> [略]
(11)	[略]	
(12)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略] <u>オ</u> [略]
(13)	国民年金法による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> 児童扶養手当関係情報 <u>エ</u> [略]
(14)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア [略] <u>イ～エ</u> [略]

(15)	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略] ウ [略]
(16)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略] ウ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給又は措置(同法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をいう。)に関する情報
(17)～(18) [略]		
(19)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略]
(20)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略]
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民関係情報であって規則で定めるもの</u>
(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略]
(23) [略]		
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は <u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務</u> であって規則で定めるもの	[略]
(25) [略]		
(26)	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略]

	訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
(27)～(29) 〔略〕		
(30)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 〔略〕 イ～オ 〔略〕 カ 〔略〕
(31)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 〔略〕 イ 〔略〕 ウ～エ 〔略〕
(32)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ 〔略〕 オ 〔略〕
(33)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ 〔略〕
(34)	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～オ 〔略〕
(35)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 〔略〕 イ 〔略〕
(36)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ 〔略〕 オ 〔略〕 カ 介護保険給付等関係情報 キ 〔略〕 ク 第24号の福祉手当の支給に関する情報
(37)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ 〔略〕 ウ 児童扶養手当関係情報

ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの	エ～キ [略] ク～ケ [略]
----------------------------------	--------------------

〔改正後 別記〕

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～ウ [略] エ <u>特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u> オ <u>生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u> カ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u> キ <u>障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。)</u> ク <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報</u> ケ <u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u> コ <u>外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下</u>

		同じ。)
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。第38号において同じ。)
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ 医療保険給付関係情報 ウ [略] エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報
(4)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(5)	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～ウ [略] エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(6)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ 医療保険給付関係情報 ウ～オ [略] カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。)
(8)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつ	住民関係情報であって規則で定めるもの

	<u>て規則で定めるもの</u>	
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> ウ [略] エ <u>外国人保護関係情報</u> オ～カ [略] キ <u>健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報</u> ク <u>難病患者特定医療費関係情報(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u>
(10)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] ウ <u>生活保護関係情報</u> エ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> オ [略] カ <u>外国人保護関係情報</u> キ <u>介護保険給付等関係情報</u>
(11)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] ウ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> エ [略] オ <u>外国人保護関係情報</u>
(12)	[略]	
(13)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は <u>保健事業の実施に関する事務</u> であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ <u>外国人保護関係情報</u> カ [略]
(14)	国民年金法による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ <u>医療保険給付関係情報</u> ウ [略] エ [略] オ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> カ <u>外国人保護関係情報</u>
(15)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ <u>医療保険給付関係情報</u> ウ～オ [略] カ <u>障がい者関係情報</u> キ <u>外国人保護関係情報</u>

		<u>ク 介護保険給付等関係情報</u>
(16)	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] <u>ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> エ [略] <u>オ 外国人保護関係情報</u>
(17)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] ウ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報 <u>エ 難病患者特定医療費関係情報</u>
(18)～(19) [略]		
(20)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] <u>ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>エ 外国人保護関係情報</u> <u>オ 介護保険給付等関係情報</u>
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] <u>ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>エ 外国人保護関係情報</u>
(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	<u>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</u> <u>ア 住民関係情報</u> <u>イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>ウ 外国人保護関係情報</u>
(23)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] <u>ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>エ 外国人保護関係情報</u>
(24) [略]		
(25)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
(26) [略]		
(27)	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問	[略] ア～イ [略] <u>ウ 外国人保護関係情報</u>

	指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
(28)～(30) [略]		
(31)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ <u>医療保険給付関係情報</u> ウ～カ [略] キ <u>外国人保護関係情報</u> ク [略]
(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ <u>生活保護関係情報</u> ウ [略] エ <u>外国人保護関係情報</u> オ～カ [略] キ <u>健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報</u> ク <u>難病患者特定医療費関係情報</u>
(33)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> カ [略] キ <u>外国人保護関係情報</u> ク <u>国民年金法による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報</u>
(34)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ <u>外国人保護関係情報</u>
(35)	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～オ [略] カ <u>外国人保護関係情報</u>
(36)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア [略] イ <u>地方税関係情報</u> ウ [略] エ <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>

		オ 外国人保護関係情報
(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ [略] キ [略] ク 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 ケ 外国人保護関係情報 コ 介護保険給付等関係情報
(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] ウ～カ [略] キ 外国人保護関係情報 ク 児童扶養手当関係情報 ケ～コ [略]
(39)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報

〔改正前 別記〕

別表第2（第9条の4関係）

事務	特定個人情報
学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報

〔改正後 別記〕

別表第3（第9条の4関係）

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(2)	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(3)	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報

那覇市条例第61号

平成27年12月25日

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

那覇市総合福祉センター条例(平成17年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 センターの各施設の名称は次に掲げるとおりとし、その位置は那覇市金城3丁目5番地4とする。 (1) [略] (2) <u>那覇市母子福祉センター</u> (3)～(6) [略] (事業) 第3条 [略] 2 <u>那覇市母子福祉センター</u>(以下「<u>母子福祉センター</u>」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1) 母子家庭の相談に関すること。 (2) 母子家庭の生活指導に関すること。 (3) [略] 3～6 [略] (利用できる者) 第6条 [略] 2 <u>母子福祉センター</u>を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略] 3～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(名称及び位置) 第2条 [略] (1) [略] (2) <u>那覇市母子・父子福祉センター</u> (3)～(6) [略] (事業) 第3条 [略] 2 <u>那覇市母子・父子福祉センター</u>(以下「<u>母子・父子福祉センター</u>」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1) 母子家庭<u>及び父子家庭</u>の相談に関すること。 (2) 母子家庭<u>及び父子家庭</u>の生活指導に関すること。 (3) [略] 3～6 [略] (利用できる者) 第6条 [略] 2 <u>母子・父子福祉センター</u>を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略] 3～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

施設名	開館時間
[略]	
母子福祉センター	[略]
[略]	
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

施設名	開館時間
[略]	
母子・父子福祉センター	[略]
[略]	
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

施設名	休館日
[略]	[略]
母子福祉センター	
[略]	
[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

施設名	休館日
[略]	[略]
母子・父子福祉センター	
[略]	
[略]	

那覇市条例第62号

平成27年12月25日

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例

那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の減免) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の一部を免除するものとする。 (1)～(6) [略] 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。<u>この場合において、施設の利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。</u> (1)～(2) [略] <u>(3) [略]</u>	(利用料金の減免) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより<u>当日利用の利用料金</u>の一部を免除するものとする。 (1)～(6) [略] <u>(7) 本市に住所を有する65歳以上の者が利用する場合</u> 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(2) [略] <u>(3) 前項各号に規定する者が構成員の半数以上である団体が、予約利用する場合</u> <u>(4) [略]</u> 3 <u>前2項の場合において、施設の利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の那覇市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

那覇市条例第63号

平成27年12月25日

那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例

那覇市営奥武山体育施設条例（平成21年那覇市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第9 別記]	[別表第9 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第9（第9条関係）

那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金

区分		利用単位	金額(円)
個人利用	高校生	[略]	
	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第9（第9条関係）

那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金

区分		利用単位	金額(円)
個人利用	高校生及び本市に住所を有する65歳以上の者	[略]	
	[略]		
[略]			

備考 [略]

那覇市条例第64号

平成27年12月25日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。	付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 <u>ただし、付則第14項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)</u> は、平成28年1月1日から施行する。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第65号
平成27年12月25日

那覇市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市情報公開条例の一部を改正する条例

那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 <u>不服申立て等</u> 第1節～第2節 〔略〕 第4章～第5章 〔略〕 付則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第15条 公開請求に係る公文書に本市、国等及び公開請求者以外のもの(以下この条、<u>第20条</u>及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 〔略〕 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(<u>第19条</u>及び第20条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。 <u>第3章 不服申立て等</u> (救済手続)	目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 <u>審査請求</u> 第1節～第2節 〔略〕 第4章～第5章 〔略〕 付則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第15条 公開請求に係る公文書に本市、国等及び公開請求者以外のもの(以下この条、<u>第20条第3項第3号</u>及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 〔略〕 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第20条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。 <u>第3章 審査請求</u> (救済手続)

第19条 公開請求に関する処分に不服があるものは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問(議会からの意見聴取を含む。以下同じ。)をし、その答申等を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第20条 諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人(行政不服審査法第24条の参加人をいう。以下同じ。)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるものは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求を行うことができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第20条 前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問(議会からの意見聴取を含む。以下同じ。)をし、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項の参加人をいう。以下同じ。)

(2) <u>公開請求者</u>(<u>公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。</u>) (3) <u>不服申立てに係る公開決定等</u>について反対意見書を提出した第三者(<u>当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。</u>) 2 <u>諮問をした実施機関</u>は、当該諮問に係る<u>不服申立て</u>があった日から当該諮問をした日までの期間(行政不服審査法第21条(同法第48条において準用する場合を含む。))の補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。)が30日を超えた場合には、前項の規定による通知に、諮問までの期間及び諮問までの期間が30日を超えた理由を記載しなければならない。 (第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続) 第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u> (2) <u>不服申立て</u>に係る公開決定等を変更し、当該<u>公開決定等</u>に係る公文書を公開する旨の<u>決定又は裁決</u>(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。) (審査会の調査権限) 第22条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>第19条第2項の規定により審査会に諮問した実施機関</u>(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、公開決定等に係る公文書の写しが作成されたときは、当該写しにつ	(2) 公開請求者(<u>審査請求人又は参加人であるものを除く。</u>) (3) <u>審査請求に係る公文書の公開</u>について反対意見書を提出した第三者(<u>審査請求人又は参加人であるものを除く。</u>) 4 <u>諮問実施機関</u>は、当該諮問に係る<u>審査請求</u>があった日から当該諮問をした日までの期間(行政不服審査法第23条の補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。)が30日を超えた場合には、前項の規定による通知に、諮問までの期間及び諮問までの期間が30日を超えた理由を記載しなければならない。 (第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続) 第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決 (2) <u>審査請求に係る公開決定等</u>(<u>公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。</u>)を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。) (審査会の調査権限) 第22条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、公開決定等に係る公文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、この条例及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第
--	--

いては、この条例及び那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の規定は、適用しない。

2～3 〔略〕

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第22条第1項により提出された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第3項の資料を除く。）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

21号）の規定は、適用しない。

2～3 〔略〕

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第22条第1項の規定により提示された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第3項の資料を除く。）の閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては、規則で定める方法による閲覧又は写しの交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことがで

2 審査会は、<u>前項前段の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。</u> 3 <u>不服申立人又は参加人が第1項の意見書又は資料の写しの交付を受ける場合は、規則に定めるところにより、これらの写しの作成に要する費用を負担しなければならない。</u> (答申書の送付等) 第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</u>	きない。 2 審査会は、<u>前項の閲覧をさせ、又は同項の写しの交付をするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 審査会は、<u>第1項の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。</u> 4 <u>審査請求人又は参加人が第1項の写しの交付を受ける場合は、規則に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。</u> (答申書の送付等) 第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

那覇市条例第66号

平成27年12月25日

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員） 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）保育士の資格を有する者 （2）～（9） 〔略〕 4～5 〔略〕 （委任） 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	（職員） 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 （1）保育士又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u> （2）～（9） 〔略〕 4～5 〔略〕 （委任） 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

